商品情報

即効性・耐久性に優れた抗菌コーティング

「あるプロ」

＝余合ホーム＆モビリティ＝

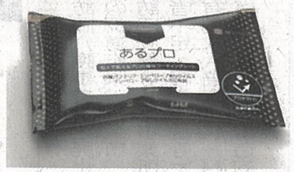

銅ナノイオンを主原料とする抗菌・抗ウイルスコーティングシート。即効性が高く、インフルエンザA型は3分、新型コロナウイルス（COVID-19）は15分、ノロウイルスは5分で99.99%の不活性化を果たす。耐久試験では、使用箇所を99回擦っても効果が持続。ドアノブや手すり、食卓などの共用部に1日に何度も除菌作業を行う必要がない。

アルコール系シートは気化・乾燥すると除菌効果が失われやすいのに対し、同商品は銅ナノイオンが効力を滞留。水に濡らせば乾燥前と同じように使用できるため、災害時の備蓄として長期保管にも適している。

ノンアルコール、無香料。

価格は1パック10シート入950円（税抜）。

余合ホーム＆モビリティ（名古屋市）より発売。

☎052-352-3331

てこの原理で移乗介助を楽に

「リフティ・ピーヴォ」

＝エナジーフロント＝

車いすクッションと膝ベルトが一体になった移乗支援用具。利用者の両膝をベルトで固定し、その部分へ介助者の膝を当て支点とする。車いす

電動アシスト付4輪自転車

「遊歩リベルタ」

＝セリオ＝

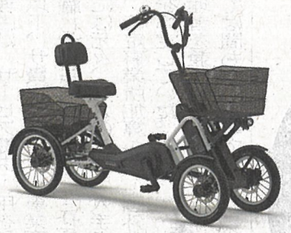

電動アシスト付4輪自転車「遊歩リベルタ」が発売。高齢者の免許返納後の移動手段として期待が高まる。4輪で自立。こぎ出しや停止時も足を接地する必要がなく、転倒の不安を軽減しながら安全に運転できる。乗り降りのしやすさや、ゆったりとした乗車姿勢も担保。便利な大型のカゴが前後についており、食品や日用品、趣味の道具なども安心して持ち運べる。ハンドル手元の液晶モニターで、電源のオンオフや電動アシストの強さを操作でき、エコ・オート・パワフルの3つの走行モードを選べる。家庭用コンセントで充電でき、エコモードでは4時間の充電で48km走行可能。1カ月から使用できるレンタルサービスも好評。

価格は41万5,800円（税込）。

セリオ（静岡県浜松市）より発売。

☎0800-0808-888

世界初の軟骨伝導宝飾イヤホン

「純金ダイヤモンド軟骨伝導イヤホン」

＝CCHサウンド＝

純金製でダイヤモンドをあしらった軟

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法

社労士 知っ得情報

西谷直子

―連載218―

育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法が今年の5月に改正されました。

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充と、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が今回の改正のポイントです。

育児・介護休業法

（25年4月1日施行）

※（1）～（4）の詳細は表参照

（1）子を養育する労働者の所定時間外労働の制限（残業免除）の対象拡大

（2）子の看護休暇の見直し

（3）育児休業取得状況の公表義務対象企業の拡大

（4）介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

（5）3歳に満たない子を養育する労働者に対して講じる措置（努力義務）の中にテレワークを追加

（6）家族を介護する労働者に対して講じる措置（努力義務）の中にテレワークを追加

◇

なお、10月1日施行で、3歳以上で小学校就学前の子を養育する労働者が柔軟な働き方ができるよう、①始業時刻等の変更②テレワーク等（10日／月）③保育施設の設置運営等④新たな休暇の付与（10日／年）⑤短時間勤務制度―の中から事業主が2つ以上を選択して措置し、その措置について労働者へ個別の周知・

	改正前	⇒	改正後
（1）所定時間外労働の制限（残業免除）の対象拡大			
請求すれば残業免除を受けることができる労働者	「3歳に満たない」子を養育する者	⇒	「小学校就学前」の子を養育する者
（2）子の看護休暇の見直し（対象拡大とそれに伴う名称変更）			
［名　称］	子の「看護」休暇	⇒	子の「看護等」休暇
［対象になる子の範囲］	小学校「就学の始期に達する」まで	⇒	小学校「3年生修了」まで
［取得事由］	病気・けが 予防接種・健康診断	⇒	感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式・卒園式等の行事参加を追加
［労使協定締結により除外できる労働者］	①引き続き雇用された期間が6カ月未満 ②週の所定労働日数が2日以下	⇒	①を撤廃 ②のみに
（3）育児休業取得状況の公表義務（対象企業の拡大）			
	従業員数1,000人超の企業	⇒	従業員数300人超の企業
（4）介護離職防止のための措置の義務化			
［個別の周知・意向確認措置］	–	⇒	介護に直面した旨の申出をした労働者に対し、両立支援制度等について個別の周知・意向確認
［情報提供］	–	⇒	介護に直面する前の早い段階（40歳等）での、両立支援制度等に関する情報提供
［雇用環境の整備］	–	⇒	仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするための研修の実施や相談体制の整備等
介護休暇について、［労使協定締結により除外できる労働者］	①引き続き雇用された期間が6カ月未満 ②週の所定労働日数が2日以下	⇒	①を撤廃 ②のみに

背景から、同社は今年より、237・2012）まで